

平成17年9月2日(1)

開議 10時11分

○議長 神崎光昭君

おはようございます。

只今の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成17年第4回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、先の議会運営委員会で協議の結果、お手元に配布のとおり、本日9月2日から9月16日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番山崎・美議員、16番・永宗彦議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成17年5月から7月までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、事務局に保管していますので、ご了承を願います。

日程第4 議案第36号から議案第63号及び報告第5号及び6号を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成17年第4回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。本議会に提案いたしました議案は、条例案件4件、協議案件11件、専決処分案件1件、予算案件1件、決算案件11件、報告案件2件の合計30件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第36号は、豊前市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市が管理する公園として、新たに2箇所を加えるため、条例の規定を整備する案件であります。

議案第37号は、豊前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第38号は、京築地域視聴覚教育協議会設置条例を廃止する条例の制定についてであります。京築地域視聴覚教育協議会の設置及び管理運営に関する事項については、規約に定められているため、本市の条例を廃止するための案件であります。

議案第39号は、豊前市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定

についてであります。地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるための案件であります。

議案第40号は、京築広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。平成17年10月11日から築上郡新吉富村及び同郡大平村を廃し、その区域をもって、同郡上毛町を設置することに伴い、京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村の数を増減し、京築広域市町村圏事務組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第41号は、京築広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。平成18年1月10日から、築上郡椎田町及び同郡築城町を廃し、その区域をもって、同郡築上町を設置することに伴い、京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村の数を増減し、京築広域市町村圏事務組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第42号は、豊前広域環境施設組合を組織する地方公共団体数の増減及び豊前広域環境施設組合規約の変更についてであります。平成18年1月10日から、築上郡築城町及び同郡椎田町を廃し、その区域をもって、同郡築上町を設置することに伴い、豊前広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数を増減し、豊前広域環境施設組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第43号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減についてであります。平成17年10月11日から、築上郡新吉富村及び同郡大平村が廃止され、その区域をもって、築上郡上毛町が設置されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を増減するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第44号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減についてであります。平成18年1月10日から、築上郡椎田町及び同郡築城町が廃止され、その区域をもって、築上郡築上町が設置されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を増減するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第45号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成17年10月11日から、築上郡新吉富村及び同郡大平村を廃止し、その区域をもって、築上郡上毛町を設置することに伴い、福

岡山県介護保険広域連合を組織する市町村の数を増減し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第46号は、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年1月10日から、築上郡椎田町及び同郡築城町を廃止し、その区域をもって、築上郡築上町を設置することに伴い、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村の数を増減し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第47号は、豊前市外一町二村財産組合を組織する市町村数の増減及び豊前市外一町二村財産組合規約の変更についてであります。平成17年10月11日から、築上郡新吉富村及び同郡大平村を廃し、その区域をもって、築上郡上毛町を設置することに伴い、豊前市外一町二村財産組合を組織する市町村の数を増減し、豊前市外一町二村財産組合規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第48号は、京築地区水道企業団を組織する市町村数の増減及び京築地区水道企業団規約の変更についてであります。平成17年10月11日から、築上郡新吉富村及び築上郡大平村が廃され、その区域をもって、築上郡上毛町が設置されることに伴い、京築地区水道企業団を組織する市町村の数を増減し、京築地区水道企業団規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第49号は、京築地区水道企業団を組織する市町村の増減及び京築地区水道企業団規約の変更についてであります。平成18年1月10日から、築上郡椎田町及び築上郡築城町が廃され、その区域をもって、築上郡築上町を設置されることに伴い、京築地区水道企業団を組織する市町村の数を増減し、京築地区水道企業団規約を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第50号は、京築地域視聴覚教育協議会を設ける市町村数の増減及び京築地域視聴覚教育協議会規約の変更についてであります。平成17年10月11日から、築上郡新吉富村及び同郡大平村が廃され、その区域をもって、同郡上毛町が設置されることに伴い、京築地区視聴覚教育協議会を設ける市町村の数を増減し、京築地域視聴覚教育協議会規約を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるための案件であります。

議案第51号は、専決処分についてであります。平成17年9月11日、第44回、衆議院議員総選挙及び第20回、最高裁判所裁判官国民審査が執行されるに当たり、関係経

費を必要とし急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める案件であります。

議案第52号は、平成17年度豊前市一般会計補正予算(第2号)であります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急必要とされる経費等について、所要の措置をいたしたところであります。その補正額は、1億3811万6000円で、補正後の予算総額は111億8541万6000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明申し上げます。

2款総務費に、2429万8000円の補正であります。その主なものは、国際交流費に21万6000円、過誤納還付金に2400万円の補正であります。

3款民生費に、1908万円の補正であります。その主なものは、千束放課後児童クラブ新築事業費に1833万円の補正であります。

4款衛生費は、下排水路整備事業費に450万円の補正であります。

6款農林水産費は、2268万6000円の補正であります。その主なものは、干害応急対策事業費に1300万9000円、林業振興事業費に、931万3000円の補正であります。

8款土木費に、4203万円の補正であります。その主なものは、能徳排水ポンプ場の改修費として400万円、四郎丸・野田線道路改良事業費に2000万円、浸水対策調査費に600万円、街路事業費に990万円の補正であります。

9款消防費に、消防団員制服見直しに伴う被服費997万2000円の補正であります。

10款教育費に、1555万円の補正であります。その主なものは、八屋小学校運動場整備費に800万円、地域の芸術文化環境づくり支援事業助成金に200万円、文化的景観保護推進事業費に350万円の補正であります。この補正予算の財源は、歳出予算に伴う国庫支出金等の特定財源のほか、一般財源として地方交付税、平成16年度繰越金をそれぞれ措置いたしたところであります。

議案第53号から63号までは、平成16年度の決算の認定に関する議案であります。同議案に係る一般会計のほか、8特別会計及び2企業会計の概要及び各部門別の主要施策の成果等につきましては、別冊に記述のとおりでありますので、関係の説明は省略させて頂き、会計別の決算等について、そのあらましを申し上げます。

議案第53号 豊前市一般会計の最終予算額は、124億1971万円であります。これに対し、歳入決算額は、117億8618万617円で、予算に対する収入率は94.9%、歳出決算額は、116億7382万7187円で、対予算の執行率は94%、歳入歳出差引き1億1235万3430円の形式黒字となっておりますが、翌年度の繰越財源を差引いた実質収支額は、2909万5430円の黒字決算となっております。

このうち1500万円は、地方自治法第233条の2及び財政調整基金条例第2条の規定に基づき積み立てをいたしております。

議案第54号 豊前市国民健康保険事業特別会計の最終予算額は、30億3206万9000円であります。これに対し、歳入決算額は、33億6976万7182円で、予算に対する収入率は111.1%、歳出決算額は、29億8403万4647円で、対予算の執行率は98.4%、歳入歳出差引き3億8573万2535円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第55号 豊前市老人保健特別会計の最終予算額は、46億7607万8000円であります。これに対し、歳入決算額は、45億920万7450万円で、予算に対する収入率は96.4%、歳出決算額は、45億3150万2046円で、対予算の執行率は、96.9%、歳入歳出差引き2229万4596円の歳入不足となっておりますので、翌年度より繰上充用いたしております。

議案第56号は、豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計の最終予算額は、2742万7000円あります。これに対し、歳入決算額は1762万4513円で、予算に対する収入率は64.3%、歳出決算額は、2687万8757円で、対予算の執行率は98.0%、歳入歳出差引き925万4244円の歳入不足となっておりますので、翌年度より繰上充用いたしております。

議案第57号 豊前市農業集落排水施設事業特別会計の最終予算額は、3494万2000円あります。これに対し、歳入決算額は、3351万3273円で、予算に対する収入率は95.9%、歳入歳出決算額は、3351万3273円で、対予算の執行率は95.9%で歳入歳出は同額となっております。

議案第58号 豊前市公共下水道事業特別会計の最終予算額は、7億8661万3000円あります。これに対し、歳入予算額は、7億8500万7607円で、予算に対する収入率は99.8%、歳出決算額は、7億6677万6453円で、対予算の執行率は97.5%、歳入歳出差引き1823万1154円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第59号は、豊前市公共用地先行取得事業特別会計の最終予算額は、1000万円あります。これに対し、16年度は執行額0につき、全額不用額となっております。

議案第60号 豊前市営駐車場事業特別会計の最終予算額は、900万円あります。これに対し、歳入決算額は1048万2988円で、予算に対する収入率は116.5%、歳出決算額は、828万488円で、対予算の執行率は92%、歳入歳出差引き220万2500円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第61号は、豊前市バス事業特別会計の最終予算額は、3484万6000円で、これに対し、歳入決算額は3243万2726円で、予算に対する収入率は93.1%、歳出決算額は、3243万2726円で、対予算の執行率は93.1%で、歳入歳出は同額となっております。

議案第62号 平成16年度豊前市水道事業会計の平成16年度決算は、収益的収支で

は、収入5億3163万1572円に対し、支出5億1189万3943円であり、消費税を除いた実質収益は、1620万7919円となっております。なお、営業外収入につきましては、当年度他会計補助金及び業務受託収益による収益であります。諸経費の節減と有収率の向上に努めてまいりましたが、支出の主な要因は、水道企業団用水受水費支払によるものであります。

また、資本的収支では、収入1億3446万4600円に対し、支出2億2378万9200円であり、差引き8931万6320円の不足が生じておりますが、この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金8700万4827円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231万1493円で補填したところであります。

事業面では、配水管布設と、漏水防止対策を含めた老朽管の布設替え工事37工事、工事延長4508.7mを実施いたしました。また、第8期拡張事業につきましては、工事箇所3工事、工事延長548mを完了したところであります。更に、配水場及び取水井戸の動力費等につきましては、経費の節減に努めたところであります。

今後とも、なお一層の効率的な経営の推進に企業努力をしまいる所存であります。

議案第63号 平成16年度豊前市東部地区工業用水道事業会計の平成16年度決算は、収益的収支では、収入749万6544円に対し、支出536万5634円で、消費税を調整した当年度純利益は、104万8210円であります。なお、営業外収益につきましては、当年度他会計補助金による収入であります。事業内容につきましては、豊前東部工業団地内企業1社に工業用水を供給しております。また、資本的収支は、収入3939万7000円に対し、支出3914万6100円であります。収支25万9000円の残となっております。

事業内容につきましては、本年度は、工業用3号井から新たに取水するための取水施設工事2工事、その他、導水管工事1工事、工事延長74.2mを実施しました。

報告第5号は、訴えの提起の専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第6号は、平成16年度豊前市土地開発公社の事業及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長 神崎光昭君

市長の説明は終わりました。

次に、今定例会に提出されています各決算の認定案件について、監査委員の審査報告を求めます。古野監査委員。

○監査委員 古野正巳君

今回、審査に付されました平成16年度豊前市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の審査の経過と概要について、ご報告いたします。

審査は、本年の5月23日から7月27日までの間に、秋成監査委員とともに実施をいたしました。詳細については、意見書がありますので省略をさせていただきます。

はじめに、本年度決算の実質収支は、一般会計では、2909万5000円の黒字になっておりますが、財政調整基金の取崩し2億5000万円、基金への積立金47万5000円の調整をした実質単年度収支は、3億7741万5000円の赤字となっております。

特別会計の合計では、3億7461万8000円の黒字決算となっておりますが、住宅新築資金等貸付事業、市営駐車場事業会計を除いた各会計には、一般会計から総額で、8億8894万7000円が、赤字の補填、保険基盤安定繰出金など、国の繰出し基準に基づいた金額が繰入れをされております。

次に、一般会計のうち主なものを対前年度比で見ますと、歳入では、市税が2217万4000円、0.7%の増、所得譲与税税源移譲分ではありますが、4876万1000円の増となっております。地方交付税は、2億8513万1000円、7.7%の減、普通交付税の不足分を補う臨時財政対策債は、1億7240万円、27.9%の減となっております、国の三位一体改革が大きく反映されたものとなっております。

歳出では、人件費で退職者数が多かったことから、3億6331万1000円、18.4%の増、繰出金は、老人保健、介護保険事業会計等への繰出金が増えたことにより、1億323万9000円、9.2%の増となっております。減額となったものは、千束保育園改築事業、まちづくり事業代替用地取得事業などの完了により、普通建設事業費が4億7156万7000円、25.6%の減となっております。

歳入のうち、市税、国民健康保険税、貸付金をはじめ、各種受益者負担金の収入未済額の対応については対策を講じ、その解消に努力をされておりますが、依然、大きな金額となっております。財源の確保、市民負担の公正・公平のためにも、より一層の取り組みを要望したところです。

財政指標のうち、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、91.4%で、平成12年度以降で最も高い数値となっております。この数値は、概ね70から80%が適当であると言われていることから、弾力性が失われ、硬直化が進んでいることが懸念されるところです。

今後、地方分権、三位一体の改革が進められていくことにより、国からの補助金などが大きく見直しされる一方、少子・高齢化社会、循環型社会への対応、団塊世代の退職等々に多額の財政需要が見込まれるなど、財政運営は、これまで以上に厳しくなることが予測されます。そのためにも、今後策定見直しが予定されております豊前市行政改革大綱、集中改革プランに沿った中・長期的な財政健全化計画に基づいた自主・自立性の高い財政

運営を要望するものであります。

次に、公営企業会計のうち、水道事業の収益的収支は、前年度に引き続き1620万7919円の黒字決算となっております。要因としては、水道管漏水の補修など、修繕費の執行が少額であったこと、収益では、給水戸数、給水量の増加により、料金収入が増収したことなどであります。収支において、平成10年度から続いていた赤字決算を脱し、平成15、16年度と黒字決算となっているものの、内容的には、一般会計からの補助金である繰入金に依存した構造は従前どおりであります。今日、人口の減少、節水型社会への移行など、事業を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。本来の収入である料金収入により、収支の均衡が保持できる健全経営を目差し、長期的視野に立った取り組みを要望し、報告を終わります。

○議長 神崎光昭君

監査委員の報告は終わりました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

9月8日及び9日の本会議において、一般事務についての質問を行います。なお、議案に対する質疑は9月9日のみといたします。

一般質問、並びに議案に対する質疑のある方は、本日、午後5時までに発言通告書を提出されるよう、お願いいたします。なお、発言の順序は通告書提出の順序といたします。

これで、本日の会議はすべて終わりました。本日は、これをもって散会いたします。

散会 10時50分